

出雲市自治基本条例(仮称)市民懇話会[中間まとめ] (平成23年7月)

【概要版】

- 自治基本条例は、出雲市が自治を進める上での最も基本的な考え方として、自治のあり方やまちづくりについて誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのか等のルールを定めるものです。本市では、平成24年度の条例制定をめざして検討を進めています。
- 出雲市自治基本条例(仮称)市民懇話会は、公募の市民を中心とした17人により、本市の自治基本条例制定に当たっての基本的な考え方などについて検討するため、平成22年8月に設置されました。
- 今後、市民の皆さまとの意見交換やアンケート調査をしながら議論を深め、平成23年8月末を目途に、市長への提言としてまとめていきたいと考えています。

出雲市自治基本条例(仮称)市民懇話会 [中間まとめ]の構成

- はじめに
- 用語の説明
- I. 自治基本条例の基本的な考え方
 - 1. 条例の必要性
 - 2. 条例の位置づけ
 - 3. 条例の実効性
- II. めざすまちづくり
 - 1. まちの全体像
 - 2. 福祉と医療が充実したまち
 - 3. 災害等に強いまち
 - 4. 次世代へつなぐまち
- III. まちづくりの担い手
 - 1. 市民
 - 2. 議会
 - 3. 行政
- IV. まちづくりの制度や仕組み等
 - 1. 市民参画・情報共有等
 - 2. 住民投票
 - 3. 広域的な連携

I. 自治基本条例の基本的な考え方

1. 条例の必要性

- ①「地域のことはできるかぎり地域で決める」という地方分権の時代にあって、出雲市の特性を活かし、市民の力を発揮していくために、出雲市の独自の自治やまちづくりの根本的なルールを定めることが必要です。
- ②まちづくりの担い手である市民、議会及び行政が、それぞれの役割の中で共通認識をもって主体的に自治を実現するために、その基本的な考え方を出雲市の自治基本条例として明文化します。

2. 条例の位置づけ

- ①自治基本条例は、出雲市が自治を進める上で最も基本となる考え方を定めるものです。
- ②出雲市の条例や規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、自治基本条例の趣旨を踏まえて整合性を図っていきます。

3. 条例の実効性

- ①市民、議会及び行政は、自治基本条例の趣旨の理解と周知に努めるとともに、その趣旨の具体的な実践を図ります。
- ②行政は、自治基本条例がいつの時代でも意義ある条例であり続けるよう、また、社会情勢の変化に対応するために、数年毎に市民参加によりこの条例の内容を点検するものとし、必要に応じて見直しをしていきます。

Ⅱ. めざすまちづくり

1. まちの全体像

- ①市民の誰もが市政に参画することができるまち
- ②市民一人ひとりがお互いの人権を認め合い、共に個人として尊重される心豊かなまち
- ③市民の誰もが安全に安心して豊かに暮らせるまち
- ④市民の誰もが神話のふるさと出雲に誇りをもち、豊かな自然と、歴史・文化を大切にし、育んできた活力を、将来にわたって持続するとともに、新しい伝統と文化を創造できるまち

2. 福祉と医療が充実したまち

- ①市民は、年齢、性別、心身の状況等に関わらず、お互いを尊重し、助け合って暮らせる福祉のまちづくりを進めます。
- ②市民は、行政とその役割を補完し合うとともに、それぞれが役割分担をしながら生きがいをもって暮らせるまちづくりを進めます。
- ③行政は、県内最大の医療機関の集積を活かし、医療・保健・福祉が連携したサービスが提供されるよう努め、全ての市民が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

3. 災害等に強いまち

- ①行政は、市民（、事業者）、関係機関及び他の自治体と相互に連携し、災害等の緊急時における総合的かつ機動的な体制の確立を図り、市民の安全確保に努めます。
- ②市民は、災害等の発生時に自らを守る努力をするとともに、地域で連携・協力して対応するよう努めます。

4. 次世代へつなぐまち

- ①地域の宝である子どもは、未来の担い手であり、地域全体で大切に育てていきます。
- ②家庭、学校及び地域は共に、豊かな自然、優れた伝統文化を継承し、温みのある人間関係を築き、子どもたちが夢と希望のもてるまちをつくります。
- ③市民、議会及び行政は、ふるさと出雲への愛着と誇りを持つ、明日を担う心豊かでたくましい子どもの育成に努めます。

Ⅲ. まちづくりの担い手

1. 市民

（市民の権利）

- ①市民は、平等に次の権利を持つものとします。
まちづくりに参画する権利、まちづくりに対して意見が言える権利、まちづくりに関する情報等を知る権利
- ②市民は、まちづくりに参加又は不参加を理由とした不利益を受けることはありません。

（市民の責務）

- ①市民は、市政に参画するにあたっては、自らの発言や行動に責任を持ちます。
- ②市民は、この出雲の歴史と文化を守るとともに、新しい伝統や文化を創造していく気概を持ちます。

2. 議 会

(議会の責務)

- ①議会・議員は、市民との対話や交流の機会をつくり、市民の意見を的確に把握して、市民の負託に応えるよう積極的に努めます。
- ②議会・議員は、議会報告等により、議会での議論や活動等について市民にわかりやすく情報発信することに一層努めます。

3. 行 政

(行政運営)

- ①行政は、行政に関する情報を市民に公開・提供し、情報の共有を図るとともに、市民に説明する責任を果たします。
- ②行政は、財政の状況を総合的・長期的に把握し、効果的かつ効率的な財政運営を図るとともに、その状況をわかりやすく公表します。
- ③行政は、総合振興計画などの市の長期的な計画については、市民の意見を反映できる仕組みを設けて策定し、市民及び議会と一体となってその実現に取り組みます。
- ④行政は、施策や個々の事務事業が、効率よく、また効果的に行われているかどうかについて客観的に評価できる仕組みを活用します。

(職員の責務)

- ①職員は、全体の奉仕者として法令を遵守し、公平・公正で誠実に職務を遂行します。
- ②職員は、地域の一員であることを自覚して、市民の視点で課題や問題を共有し、その解決に向けて的確に対応します。

IV. まちづくりの制度や仕組み等

1. 市民参画・情報共有等

(市民参画)

- ①市民は、自主的にまちづくりに参画し、相互に協力します。
- ②議会及び行政は、まちづくりに多くの市民が参画できる機会を設け、多様な市民の意見を市政に反映させるよう努めます。

(情報共有)

市民(、事業者)、議会及び行政は、まちづくりに関する情報を、積極的に双方向に発信し合い、共有し、活用していきます。

(コミュニティと行政の連携・協力)

- ①市民は、出雲市のまちづくりを進める上で、コミュニティが果たす大切な役割を認識し、その活動に積極的に参画し、協力するよう努めます。
- ②コミュニティは、それぞれが地域の様々な課題やお互いの活動が関連していることを認識して、それぞれの特性を活かしつつ、相互に連携・協力するよう努めます。
- ③行政は、まちづくりの担い手であるコミュニティが果たす役割を認識し、必要な支援と協力をします。
- ④市民は、防災活動をはじめとする地域の安全確保や環境美化などの身近な暮らしに関わる課題を共に助け合い解決していくため、町内会(自治会)が果たす役割を認識して積極的に参加するように努め、行政はその活動を支援します。

(NPO等と行政の連携・協力)

- ①NPOやボランティア等は、それぞれの特性を活かした活動を通し、公共的サービスの担い手としての役割を果たせるよう努めます。
- ②行政は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供について、NPOやボランティア等がその担い手となれるよう、協力して実行できる仕組みづくりや必要な支援をします。

2. 住民投票

- ①市政の重要事項について、住民の意見を確認することができる制度として住民投票を実施できることとします。ただし、濫用を防ぐための一定の要件を付すことが必要です。
- ②住民投票は、その必要があれば速やかに実施できるように常設型の制度を設けます。
- ③市民、市長及び議会は、住民投票の発議・請求をすることができるとともに、その結果を尊重します。
- ④住民投票の資格や方法等については、別途検討事項とします。

3. 広域的な連携

議会及び行政は、まちづくりの共通課題や広域的な課題の解決のために、率先して他の自治体等と連携を図り、協力しながら地域の発展に尽くしていきます。

用語の説明

(1)市民(下記の3つの案により検討中です。)

〔案①〕市内に住んでいる人、市内で働いている人、学んでいる人、市内にある団体

〔案②〕市内に住んでいる人、市内で働いている人、学んでいる人

〔案③〕市内に住んでいる人

(2)行政…市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者などの執行機関等とその職員を含みます。

(3)市政…行政の運営及び議会活動をいいます。

(4)参画…政策、施策及び事業などの立案から、実施、評価にいたる各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わることをいいます。

(5)コミュニティ…一定の区域内の地縁的なつながりや、特定の分野に対する市民の関心などによるつながりにより活動する人の集まりをいいます。

◇市民懇話会委員名簿(五十音順 敬称略)

氏名	地域	
飯島 昭人	出雲	
井田 潤子	出雲	世話人
今岡 忠嗣	湖陵	
岡 容史	出雲	
蒲生 晃久	大社	
川本 眞僖	出雲	世話人

氏名	地域	
小早川 大輔	出雲	代表世話人
瀬崎 正雄	出雲	
谷本 雅和	出雲	
柳 楽利子	多伎	
西田 英男	出雲	
原 敦代	大社	

氏名	地域	
増本 雄一	出雲	
三原 洋子	佐田	
三原 陸生	出雲	
矢田 栄子	出雲	
吉田 寿美恵	平田	世話人

〔アドバイザー〕 小山 正善 岡山大学法学部教授 毎熊 浩一 島根大学法文学部准教授

出雲市自治基本条例(仮称)市民懇話会 事務局:出雲市総合政策部政策企画課
TEL:0853-21-6612 FAX:0853-21-6729 Eメール:seisaku@city.izumo.shimane.jp

